

一般社団法人アーバンデザインセンター坂井 会員規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人アーバンデザインセンター坂井（以下、「当法人」という。）定款第3章「会員」に関する入会及び退会に関し必要な事項を定める。

(入会)

第2条 当法人の会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2. 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準により、正会員は理事会における入会承認をもって当該資格を取得し、賛助会員は理事長による入会承認をもって当該資格を取得する。入会日は、会員資格を取得した日とする。

(1) 当法人の目的に賛同し、定款の規定に該当する者であること。

(2) 当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けた者でなく、かつ現在において未納会費がない者であること。

3. 入会の可否を決定したときは、所定の会員登録連絡書により、入会申込者に通知しなければならない。

4. 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(会員種別)

第3条 当法人の会員は、下記の通りとする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人、団体、個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を応援するために入会した法人、団体、個人

2 当法人は正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 賛助会員は、社員総会における議決権を有しない。

4 賛助会員は、必要な手続きを経て、社員総会及び理事会にオブザーバーとして参加することができる。

(入会金及び会費)

第4条 入会者は、入会金及び会費を入会日の属する事業年度から、事業年度ごとに当法人に納入しなければならない。

2. 会員の種別及び区分ごとの入会金及び会費を、別表1に定める。

3. 会費の納入期限は、当該事業年度の末日とする。

4. 会費が連続して納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。

5. 退会する場合の入会金及び会費の返還は行わない。

(登録変更及び退会)

第5条 会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の会員登録変更届を提出しなければならない。また、当法人を退会する者は、所定の退会届を提出しなければならない。

(除名、会員資格の喪失)

第6条 当法人は定款第9条及び10条の定めるところにより、当該会員を除名又は会員の資格を喪失することができる。

(規定の変更)

第7条 この規定の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

1 この規定は、平成30年9月26日から施行する。

別表1 (第4条関係)

種別種類		会費
正会員	法人	1口 50,000円以上
	団体	1口 10,000円以上
	個人	1口 5,000円以上
賛助会員	法人	1口 10,000円以上
	団体	1口 5,000円以上
	個人	1口 2,000円以上